

労務ROAD

 3月中に確認しておきたいこと

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

3月中に確認しておきたいこと

◆チェックポイント①(社会保険)

平成28年10月から社会保険の適用対象者が拡大となり、週20時間以上働く**短時間労働者**で、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の適用事業所で働く方も厚生年金保険等の適用対象となっています。

平成29年4月1日からは、常時500人以下の企業等にも社会保険の適用拡大(ただし、**労使合意**が必要)が行われますが、**社会保険に加入する義務が発生する訳ではありません。**

加入する主なメリット

- ① 将来、基礎年金に加え報酬比例の厚生年金を受け取ることが出来るようになります。
- ② 求人の際、「社会保険完備」と記載することが出来、応募者が増える可能性があります。

加入する主なデメリット

- ① 事業所単位で加入するかどうかを決めるため、この人は入りたい、この人は入りたいくない、ということはありません。
- ② 事業所負担の社会保険料が毎月発生します。



短時間労働者とは…

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で以下の①～④全ての要件に該当する方です。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

労使合意について…

既に社会保険の被保険者となっている方と、適用拡大により被保険者となり得る短時間労働者の方等を対象とし、その2分の1以上の同意が必要になります。(対象者の過半数で組織する労働組合や過半数を代表する者がいる場合には、そうした方々の同意も有効です。)

◆チェックポイント②(雇用保険)

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっておりますが、対象の方の取得手続きは、**平成29年3月31日まで**に行う必要があります。65歳以上の労働者がいる事業所様で、雇用保険取得手続きが完了していない場合は、取得手続きをお急ぎ下さい。

※**平成28年12月末時点**で、**高年齢継続被保険者**である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合は、手続き不要です。

※**高年齢継続被保険者**とは、**65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者のこと**です。

◆チェックポイント③(従業員採用時)

労働契約を結ぶ際には、**労働条件を書面(雇用契約書や労働条件通知書)で明示**することが義務付けられています。職場でのトラブルを防止するために、雇う人も雇われる人も書面で確認しましょう。

【厚生労働省より】

雇用契約書や労働条件通知書を作成されていない事業主様には雛型(Word)をお送り致しますので河本社労士事務所までご連絡ください!